

ヤ否ヤハ一箇ノ問題ナリト雖モ法文ニハ單ニ判決ノ執行ニ付キ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘキ旨ヲ定メタルニ止マリ而シテ假差押假處分ハ強制執行手續ニ非スシテ執行保全ヲ目的トスル特別訴訟手續ナルヲ以テ消極ニ決スルヲ相當トス但民事訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ民事裁判所ニ之カ申請ヲ爲スコトヲ得ヘシ(明治二九年一月七日大判同旨)

第五節 私訴權ノ消滅

私訴權ノ消滅

一 公訴ハ刑罰ノ適用ヲ目的トシ私訴ハ民事上ノ請求ヲ目的トスルモノニシテ其訴訟ノ性質ハ二者全ク相異ナルカ故ニ私訴權ノ消滅ハ必シモ公訴權ノ消滅ニ伴フモノニ非ス公訴權消滅スルモ私訴權ハ尙ホ存在スルヲ常トス(五、二)例ハ第六條第一號乃至第五號ニ掲クル事由發生スルモ私訴權ハ之カ爲ニ消滅スルコトナシ

二 刑事訴訟法第七條ニハ私訴權ノ消滅原因トシテ拋棄又ハ和解確定判決及時効ノ三者ヲ掲クレトモ私訴ハ元來民事上ノ請求ヲ目的トスルモノナルカ故ニ

民法ニ規定セル辨濟、更改、相殺、免除又ハ混同等債權ノ消滅原因ニ因リテ此權利ノ消滅スヘキハ勿論ナリトス刑事訴訟法ニ於テハ唯訴訟手續上ニ於ケル消滅ノ原由ト民法ノ規定ニ依ラサル時効トニ付キ之カ規定ヲ設ケタルニ過キサレモノトス

- (1) 拋棄トハ口頭辯論ノ際原告ニ於テ其訴ヘタル請求ヲ拋棄スルヲ謂ヒ(民訴九條前段參照)和解トハ裁判所ニ於テ當事者雙方カ讓歩ヲ爲シ以テ其爭議ヲ落著セシムルヲ謂フ(民訴二條參照)即チ本條ニ所謂拋棄又ハ和解ハ共ニ訴訟上ノ行爲ニシテ實體法上ニ於ケル債務ノ免除又ハ和解契約ヲ指稱スルモノニ非ス
- (2) 同一ノ權利關係ニ付キ同一當事者間ニ確定判決アリタルトキハ民事裁判所ノ判決ナルト刑事裁判所ノ判決ナルトヲ問ハス再ヒ私訴ヲ提起スルコトヲ得ス即チ一事不再理ノ原則ハ私訴ニ付テモ行ハルルモノトス
- (3) 私訴ノ時効ハ其公訴ニ附帶シテ提起シタルト民事裁判所ニ訴ヘタルトヲ問ハス原則トシテ公訴時効ト同一ナリ即チ其期間進行中斷等凡テ同一ニシテ被害者無能力ナルモ時効ノ停止ナク又起訴豫審、公判ノ手續ノ外中斷ノ原

因ト爲ラス而シテ私訴ノ被告人カ時効ヲ援用セサルトキト雖モ裁判所ハ職權ヲ以テ時効ノ完成ヲ認ムヘキモノトス(刑訴九條一項一)從テ第五條及第二百二十五條ハ公訴時効ヲ理由トシテ免訴ノ判決アリタル場合ニ於テハ其適用ヲ見サルモノトス斯ノ如ク民法ニ定メタル一般の時効ニ對シ例外的規定ヲ設ケタル法律ノ趣意ハ公訴ノ時効完成スルトキハ當該犯罪事實ハ公益上絶對ニ主張セシムヘカラストノ觀念ニ出テタルモノナリ從テ既ニ有罪ノ確定判決アリテ犯罪アルコトヲ公認シタル以上ハ最早斯ル特例ニ從ハシムル必要ナシト認メ第九條第二項ヲ以テ斯ル場合ニ於テハ私訴ニ關スル時効ハ民法ノ規定ニ依ラシムルコトト爲シタリ然レトモ立法論トシテ考察スレハ私訴ノ時効ヲ公訴時効ト全然同一ナラシムルカ如キハ其當ヲ得タルモノニ非ス何トナレハ公訴時効經過シタルトキハ公益上刑事上ノ責任ハ之ヲ不問ニ付スヘク國家ノ科刑權ハ絶對ニ實現スルヲ許ササルモ爲ニ不法行爲ニ基ク民事上ノ權利ノ主張ヲ被害者ニ禁スルノ必要ナシ加之犯罪ヲ構成スヘキ重大ナル不法行爲ヨリ生スル民事上ノ責任カ犯罪ヲ構成セサル輕易ナル不

法行爲ヨリ生スル民事上ノ責任ニ比シ早ク時効ニ罹ルカ如キハ頗ル不合理ナルヲ以テナリ

第二章 要償ノ訴

一 私訴ハ犯罪事實ヲ原因トシテ被害者ヨリ損害ノ回復ヲ被告人等ニ請求スルモノナルモ要償ノ訴ハ之ニ反シ被告人ヨリ被告事件ニ付キ自己ノ受ケタル損害ノ回復ヲ請求スルモノナリ

二 要償ノ訴ハ大別シテ二トス即チ被告人ヨリ告訴人告發人ニ對スル場合及被告人ヨリ當該被告事件ニ關係セル官吏ニ對スル場合はナリ前者ハ第十三條ニ規定シ後者ハ第十四條ニ之ヲ定メタリ

- (1) 第十三條ノ規定ハ要スルニ實體的關係ニ於テ民法不法行爲ノ原則ニ對シ變例ヲ定メタルト形式的關係ニ於テ私法上ノ權利關係ニ付キ刑事裁判所ノ審判ヲ受クルコトヲ得ルモノト爲シタルノ點ニ在リ左ニ之ヲ説明スヘシ
- (イ) 此訴ノ實體的要件トシテハ被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合

告訴人告發人ニ對スル

要償ノ訴

ニ於テ訴訟ノ原因告訴人告發人ノ惡意又ハ重過失ニ出テタルコト又ハ被
 告人刑ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ告訴人告發人ヨリ惡意又ハ重過失ニ
 因リ過實ノ申立ヲ爲シタルコトヲ必要トス即チ告訴人又ハ告發人カ告訴
 又ハ告發ニ因リテ被告人ニ加ヘタル損害ニ付キ賠償ノ責任ヲ負フハ惡意
 又ハ重過失ノ存シタル場合ニ限ルモノト爲セリ蓋告訴告發ハ犯罪捜査ノ
 原因ト爲ルモノニシテ一面ヨリスレハ獎勵スルノ要アルカ故ナリ而シテ
 法文ニハ免訴又ハ無罪ノ言渡トアレトモ判例ハ法ノ精神上不起訴處分ヲ
 受ケタル場合ヲモ之ニ該當スルモノト解セリ(明治四五年三月一
 九日民事部判決)
 茲ニ注意スヘキハ法文ニハ民事原告人云々トアレトモ民事原告人トシテ
 ノ申立カ刑事訴訟ノ原因ト爲ルコトナク又民事原告人トシテノ過實ノ申
 立又ハ上訴ノ申立カ公訴ノ審判ニ影響アルコトナキヲ以テ之ニ因リ被告
 人カ刑事訴訟手續上損害ヲ受クルコトナシ從テ本條第一項第二項ノ民事
 原告人及第三項ハ全ク贅文ニ屬スルモノナルコト是ナリ蓋治罪法ニ於テ
 ハ民事原告人ノ申立カ刑事訴訟ノ原因ト爲リ其他刑事訴訟手續ニ影響ス

ヘキ場合アリタルヲ以テ之ニ關スル規定存シタルモノナルモ刑事訴訟法
 ハ其主義ヲ改メ民事原告人ノ申立ハ刑事訴訟ト何等ノ交渉ナキモノト爲
 シタルニ拘ラス不注意ニモ本條中之ニ關スル部分ヲ削除スルコトヲ忘レ
 タルノ過チニ出ツルモノナリ

(ロ) 要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ公訴ノ繫屬スル裁判所ニ之ヲ爲スコト
 ヲ得ルモノトス是レ本條第四項ノ規定スル所ナリ法文ヲ一讀スルトキハ
 本條第一項第二項ニハ言渡ヲ受ケ云々トアリ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ
 損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得ルモノナルヲ以テ公訴ノ判決言渡前其裁判所
 ニ此訴ヲ提起スルコト不能ニシテ第四項ノ規定ト牴觸スルモノノ如キ感
 アリ然レトモ第一項第二項ハ實體的關係ヲ規定シタルモノニシテ第四項
 ハ形式的關係ヲ規定シタルモノナレハ彼此相撞著スルコトナシ即チ第一
 項第二項ハ斯ノ如キ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ惡意又ハ重過失アルニ非
 サレハ實體上ノ賠償請求權ヲ認メスト云フニアリテ判決言渡前ニ訴ヲ提
 起スルコトヲ得ストノ意ニ非ス而シテ第四項ニ於テ刑事裁判所ニ對スル

訴提起ノ時期ヲ定メ本案ノ判決アルマテハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ルモノト爲シタルモノナリ

此訴ニ關スル訴訟手續ニ付テハ全然其規定ナシ故ニ原則トシテハ刑事訴訟法ノ一般的规定ニ準據シテ審判スヘキモ其性質全ク民事訴訟ナルヲ以テ其性質ニ反スルモノハ之ヲ適用スルコトヲ得サルモノトス之ニ付テハ私訴ノ審判ニ關スル説明ヲ參照スヘシ

(2) 第十四條ノ規定ハ特ニ官吏ノ賠償義務ヲ定メタルモノナリ即チ我現行ノ法制ハ官吏ハ其職務上ノ行爲ニ付キ原則トシテ賠償ノ責ヲ負ハス唯明文アル場合ニ限り賠償ノ義務ヲ認ムルモノニシテ即チ本條ヲ以テ其場合ノ一ヲ定メタルモノナリ而シテ本條ニ依レハ被告事件ニ干與シタル判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官、巡查憲兵、卒カ其職務上ノ行爲ニ付キ賠償ノ責ニ任スルニハ被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタルコト及故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタルコトヲ要スルモノトス
此訴ハ刑事裁判所ニ訴フルコトヲ得ルヤ否ヤハ本條特ニ定ムル所ナキヲ以

關係官吏ニ對スル訴

テ解釋上疑問タルヲ免レスト雖モ前條末項ニ要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得トアリ本條ハ之ヲ承ケテ云々要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但云々ト規定シタルモノナレハ前條ノ場合ト同シク公訴事件ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ爲スコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トスヘシ而シテ此場合ノ訴訟手續ハ亦前項要償ノ訴ニ於ケルモノト同一ノ準則ニ依ルモノトス

刑事訴訟法論(完)

大正五年八月三十一日
大正六年五月二十一日
大正七年三月二十五日
初版發行
訂正再版發行
三版發行

刑事訴訟法論與付
定價金參圓五十錢



著者 林 賴三郎

發行者 波多野 重太郎
東京市神田區仲猿樂町一番地

印刷者 白井 赫太郎
東京市神田區美土代町一丁目廿一番地

發賣元

東京神田仲猿樂町(電話本局) 二二五四
振替東京六五五六番

巖松堂書店

關西發賣所
滿鮮發賣所

大阪市北區會根崎上三丁目番
振替 朝鮮 東京 城 二本 四 五 四 日

巖松堂大阪店
巖松堂京城店

352
130

終